

<p>発表事項</p>	<p>被災者生活再建支援法の適用について</p>										
<p>担当課</p>	<p>保健福祉部 社会福祉課 社会福祉課長 田之上 勇二（099-286-2821）</p>										
<p>概要</p>	<p>令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨により下記の区域で発生した災害については、被災者生活再建支援法の対象となる自然災害として認め、同法を適用します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 適用する市町村</p> <table border="1" data-bbox="432 958 1423 1205"> <thead> <tr> <th>該当区域</th> <th>人口 (人)</th> <th>全壊 (世帯)</th> <th>床上浸水 (世帯)</th> <th>適用基準 (支援法施行令)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>霧島市</td> <td>123,135</td> <td>1以上</td> <td>297以上</td> <td>第1条第1号</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 被災世帯数は市からの報告による。</p> <p>(対象となる自然災害) 災害救助法の適用基準（災害救助法施行令第1条第1項）のうち1号を満たす自然災害が発生した市町村 ※ 霧島市は人口123,135人（令和2年国勢調査により）であり、人口100,000人以上300,000人未満であることから、滅失100世帯以上で第1号に該当（「滅失1世帯」＝全壊1世帯＝半壊2世帯＝床上浸水3世帯）</p> <p>2 適用年月日 令和7年8月7日</p> <p>3 支援金の支給 住宅の被害の程度に応じて支給する基礎支援金及び住宅の再建方法に応じて支給する加算支援金を支給</p>	該当区域	人口 (人)	全壊 (世帯)	床上浸水 (世帯)	適用基準 (支援法施行令)	霧島市	123,135	1以上	297以上	第1条第1号
該当区域	人口 (人)	全壊 (世帯)	床上浸水 (世帯)	適用基準 (支援法施行令)							
霧島市	123,135	1以上	297以上	第1条第1号							